

○経済産業省令第三十四号

電気事業法（昭和三十九年法律第一百七十号）第三十八条第二項の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

経済産業大臣 海江田万里

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第四項ただし書及び同項第一号中「二十キロワット」を「五十キロワット」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。